

第17号議案

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

加東市自家用有償旅客運送条例（平成24年加東市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

福田ふくふく線	大門公民館 西 古瀬公民館 屋 度公民館	沢部 福吉 上 田 大門 西古 瀬 中古瀬 東 古瀬 屋度 東 実	加東市役所	沢部 福吉 上 田 大門 西古 瀬 中古瀬 東 古瀬 屋度 東 実
---------	----------------------------	---	-------	---

別表第2に次のように加える。

福田ふくふく線	沢部、福吉、上田、大門、 西古瀬、中古瀬、東古瀬、 屋度又は東実	沢部、福吉、上田、大門、 西古瀬、中古瀬、東古瀬、 屋度又は東実	100円
	沢部、福吉、上田、大門、 西古瀬、中古瀬、東古瀬、 屋度又は東実	沢部、福吉、上田、大門、 西古瀬、中古瀬、東古瀬、 屋度及び東実以外の地域	300円
	沢部、福吉、上田、大門、 西古瀬、中古瀬、東古瀬、 屋度及び東実以外の地域	沢部、福吉、上田、大門、 西古瀬、中古瀬、東古瀬、 屋度又は東実	300円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第17号議案 要旨

加東市自家用有償旅客運送条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

福田地域の生活交通手段を確保するために、地域と協働で取り組む自家用有償旅客運送を実施するに当たり、加東市自家用有償旅客運送条例の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 新たに運行する路線及び対象地域を次のとおり定めること。（別表第1関係）

ア 路線名を、福田ふくふく線とすること。

イ 運行する経路を、大門公民館と加東市役所との間、西古瀬公民館と加東市役所との間及び屋度公民館と加東市役所との間の3経路とすること。

ウ 旅客運送の対象となる者の範囲を、沢部、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度及び東実に住所を有する者とすること。

(2) 当該路線に係る使用料を次のとおり定めること。（別表第2関係）

1回の旅客運送の利用に係る使用料を、利用区間に応じ100円又は300円とすること。

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行					改 正 案				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
路線	起点	主な経過地	終点	対象地域	路線	起点	主な経過地	終点	対象地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
とうじょう あいあい線	小さな森の 喫茶店ワイ ルドダック	大畑 藪	加東市役所 加東市産 地形成等促 進施設・道 の駅とうじ ょう	大畑 藪	とうじょう あいあい線	小さな森の 喫茶店ワイ ルドダック	大畑 藪	加東市役所 加東市産 地形成等促 進施設・道 の駅とうじ ょう	大畑 藪
					福田ふくふ く線	大門公民館 西古瀬公 民館 屋度 公民館	沢部 福吉 上田 大 門 西古瀬 中古瀬 東古瀬 屋 度 東実	加東市役所	沢部 福吉 上田 大 門 西古瀬 中古瀬 東古瀬 屋 度 東実
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
路線	利用区間		使用料		路線	利用区間		使用料	
	乗車地	降車地				乗車地	降車地		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

とうじ	(略)	(略)	(略)
ようあ	大畑及び藪以	(略)	(略)
いあい	外の地域	大畑及び藪以	300円(同日にとうじ
線		外の地域	ようあいあい線で、大畑 又は藪から乗車して大畑 及び藪以外の地域で降車 した場合は、1回に限り 100円)

とうじ	(略)	(略)	(略)
ようあ	大畑及び藪以	(略)	(略)
いあい	外の地域	大畑及び藪以	300円(同日にとうじ
線		外の地域	ようあいあい線で、大畑 又は藪から乗車して大畑 及び藪以外の地域で降車 した場合は、1回に限り 100円)
福田ふ	沢部、福吉、	沢部、福吉、	100円
くふく	上田、大門、	上田、大門、	
線	西古瀬、中古	西古瀬、中古	
	瀬、東古瀬、	瀬、東古瀬、	
	屋度又は東実	屋度又は東実	
	沢部、福吉、	沢部、福吉、	300円
	上田、大門、	上田、大門、	
	西古瀬、中古	西古瀬、中古	
	瀬、東古瀬、	瀬、東古瀬、	
	屋度又は東実	屋度及び東実	
		以外の地域	
	沢部、福吉、	沢部、福吉、	300円
	上田、大門、	上田、大門、	
	西古瀬、中古	西古瀬、中古	

		瀬、東古瀬、	瀬、東古瀬、	
		屋度及び東実	屋度又は東実	
		以外の地域		

加東市自家用有償旅客運送条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市自家用有償旅客運送条例施行規則（平成24年加東市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

福田ふくふく線	火曜日（屋度公民館に係る運行に限る。）
	水曜日（西古瀬公民館に係る運行に限る。）
	金曜日（大門公民館に係る運行に限る。）

別表第2に次のように加える。

福田ふくふく線	大門公民館に係る運行	第1便	8：40（大門公民館）	9：13（加東市役所）
		第2便	10：10（加東市役所）	10：43（大門公民館）
		第3便	11：00（大門公民館）	11：33（加東市役所）
		第4便	13：00（加東市役所）	13：33（大門公民館）
	西古瀬公民館に係る運行	第1便	8：40（西古瀬公民館）	9：13（加東市役所）
		第2便	10：10（加東市役所）	10：43（西古瀬公民館）
		第3便	11：00（西古瀬公民館）	11：33（加東市役所）
		第4便	13：00（加東市役所）	13：33（西古瀬公民館）
	屋度公民館に係る運行	第1便	8：40（屋度公民館）	9：14（加東市役所）
		第2便	10：10（加東市役所）	10：44（屋度公民館）
		第3便	11：00（屋度公民館）	11：34（加東市役所）
		第4便	13：00（加東市役所）	13：34（屋度公民館）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。